| | |
|---|---|
| | るリスク係数又は3.6%のうちいずれか低い方 |
| LTV比率>60% | 取引相手方が該当する第百二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる信用エクスポージャーの区分に応じた第百三十八条に規定するリスク係数 |

（居住用の不動産に係るもののリスク係数）

第百四十二条　第百三十九条第三号の居住用の不動産に係るもののリスク係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、次の各号に定めるリスク係数をいう。ただし、延滞債権又は差押え中の債権は、リスク係数を35%とする。

一　返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している場合　次の表の左欄に掲げるLTV比率の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数（ただし、LTV比率を入手することができない場合にあっては、LTV比率>80%のLTV比率の区分に応じたリスク係数）

| LTV比率 | リスク係数（%） |
|---|---|
| LTV比率≤60% | 4.2 |
| 60%<LTV比率≤80% | 5.4 |
| LTV比率>80% | 7.2 |

二　返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない場合　次の表の左欄に掲げるLTV比率の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数（ただし、LTV比率を入手することができない場合にあっては、LTV比率>100%のLTV比率の区分に応じたリスク係数）

| LTV比率 | リスク係数（%） |
|---|---|
| LTV比率≤40% | 1.5 |
| 40%<LTV比率≤60% | 1.8 |
| 60%<LTV比率≤80% | 2.1 |
| 80%<LTV比率≤90% | 2.7 |
| 90%<LTV比率≤100% | 3.3 |
| LTV比率>100% | 4.5 |

第三款　信用リスク削減手法の適用

第一目　総則

（信用リスク削減手法の適用）

第百四十三条　信用リスク削減手法とは、次条に規定する適格担保、第百四十六条第一項に規定する適格担保（損害再保険契約）及び第百四十七条に規定する適格保証等をいう。

2　次の各号に掲げる事由の全てに該当する場合は、各信用エクスポージャーに係る信用リスクの額の計算において、次目又は第三目の規定に基づき信用リスク削減手法を適用することができる。

一　適格格付機関が当該信用エクスポージャーに付与する格付に、信用リスク削減手法の効果が反映されていないこと。

二　当該信用エクスポージャーに係る信用リスクの額を除くこの章及び次章における各リスクの額の計算において、信用リスク削減手法の利用の効果が反映されていないこと。

三　当該信用リスク削減手法に係る全ての文書が、取引に関係する全ての当事者を拘束する効力を有するとともに、当該取引に関連する全ての法域の法令に照らして有効であること。

四　前号の法的有効性が継続的に検証されていること。

3　ある単一の信用エクスポージャーに対して、複数の信用リスク削減手法を有している場合には、当該信用エクスポージャーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に任意に分割し、分割後の信用エクスポージャーごとにそれぞれの信用リスク削減手法を適用するものとする。

第二目　担保の認識

（適格担保）

第百四十四条　適格担保とは、次の各号に掲げる要件の全てを満たす担保をいう。

一　担保が、次のイからヘまでに掲げるもののいずれかに該当すること。

イ　中央政府等が発行する有価証券（投資信託等を除く。）

ロ　格付区分４又は４より上位の発行体が発行する有価証券（投資信託等を除く。）

ハ　金

ニ　投資信託等であって、次に掲げる条件の全てを満たすもの

⑴　当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

⑵　当該投資信託等の投資対象が、イ、ロ及びハのみに限定されていること。

ホ　信用状

ヘ　現金

二　当該担保が供されている信用エクスポージャーに係る信用リスクと当該担保に係る信用リスクが顕著な正の相関を有しないこと。

三　保険会社等が、担保権の実行を可能とする事由が発生した場合に、取引相手方又は当該担保の管理の受託者に対して、当該担保を適時に処分又は取得する権利を有していること。

四　保険会社等は、当該担保に係る担保権を維持し、実行するために必要な全ての措置を講じていること。

五　保険会社等が、当該担保の適時の処分又は取得が可能となるよう、法令で求められる全ての手続その他の適切な内部手続を設けていること。

六　当該担保の管理が第三者に委託されている場合には、保険会社等が、受託者が当該担保と受託